

令和7年8月14日

福島県犯罪被害者等支援計画改定について

福島県共生社会・女性活躍推進課

1 福島県の計画改定について

令和4年度から令和7年度までの計画となっていることから、今年度改定作業を行う必要がある。

2 国の状況について

警察庁では、第5次犯罪被害者等基本計画（令和8年度から令和12年度）の策定作業を進めている。

第5次計画を策定するにあたって、現計画と比較し、策定内容に大きな変更はないと考え、第5次犯罪被害者等基本計画を読み手にわかりやすくする観点から、現計画の「第3章 重点課題」と「第5章 重点課題に係る具体的施策」を統合するほか、取組状況を把握するための参考指標を設定することとしている。

3 北海道・東北5県の状況について

(1) 令和7年度中に改定作業を行う道県（北海道、青森県、宮城県、秋田県）は、まだ改定作業に着手していないが、大きな変更は考えていない。

なお、可能な範囲で国の改定を参考にすることを考えているとのこと。

(2) 岩手県、山形県は、令和6年度中に改正を完了している。

4 県の方針について

警察庁の第5次犯罪被害者等基本計画の策定に準じて改定作業を進めることとする。

具体的には、「第1章7 重点的な取組」と「第4章 具体的な施策の内容」を統合し、読み手にわかりやすい構成とするほか、参考指標を設定し、施策の進捗の見える化をする。

5 今後のスケジュール（案）について

8月 推進会議の開催 → 改定案意見交換

9月 必要に応じて改正案の再修正

10～11月 国の基本計画案に対するパブリック・コメント
(国の改正案が提示される)

※ 必要に応じて国の基本計画案を県の計画に取り入れる。

12～1月 県のパブリック・コメント

※ 必要に応じて、県民の意見を県の計画に取り入れる。

2月 推進会議の開催(文書による) → 改正案の確定

3月 計画の改正完了(県の内部決裁)